

### 3-3. 建築設備に関する実務経験について

| 分類                          | 実務内容  | 建築設備に関する実務経験年数の計算方法等  |
|-----------------------------|---|---|
| 「建築設備に関する実務経験」として認められるもの    | 次の①～⑤に掲げる業務等を専門的に行っていた場合<br>①設計事務所、設備工事会社、建設会社、維持管理会社等での <b>建築設備</b> の設計・工事監理(その補助を含む)、施工管理、積算、維持管理(保全、改修を伴うものに限る。)の業務<br>②官公庁での <b>建築設備</b> の行政、営繕業務<br>③大学、工業高校等での <b>建築設備</b> の教育<br>④大学院、研究所等での <b>建築設備</b> の研究(研究テーマの明示を必要とします。)<br>⑤設備機器製造会社等での <b>建築設備</b> システムの設計業務 | <b>実務期間の全部が「建築設備に関する実務経験年数」として計算できます。</b><br><br>ただし、左欄の①～⑤に掲げる業務等(大学院での建築設備の研究を除く)であっても、それを行っていた期間が「昼間の学校の在学中」であった場合には、「 <b>建築設備に関する実務経験年数</b> 」として計算できません。<br><br>また、左欄の①～⑤に掲げる業務等を専門的に行っていたことが、実務経歴書のみでは客観的に明らかでない場合は、所要の説明資料の提出が必要となります。(14頁参照)   |
| 一部が「建築設備に関する実務経験」として認められるもの | (1)上欄の①～⑤に掲げる業務等を含む設備全般、建築物全般に関する業務を行っていた場合<br><br>(2)一定期間、建築設備を含まない業務を行っていた場合  | <b>実務期間の一部が「建築設備に関する実務経験年数」として計算できます。</b><br><br>(1)実務に従事した期間に、実務のうち純粋に <b>建築設備</b> に関する実務の占める割合を乗じたものが建築設備に関する実務経験年数になります。<br>(割合を乗じた結果、月数に小数が含まれる場合には、その第一位以下を四捨五入して整理します。)<br><br>(例1)<br>建築設備と「建築設備以外の設備(高速道路の照明設備や船舶の配管等)」を合わせて設計・工事監理、施工管理等を行っていた場合であれば、「 <b>建築設備の実務の占める割合</b> 」=100%－「 <b>建築設備以外の設備の実務の占める割合</b> 」となります。<br><br>(例2)<br>建築物全般の設計・工事監理、施工管理等を行っていた場合で、建築設備の他に、意匠や構造を含む実務を行っていたのであれば、「 <b>建築設備の実務の占める割合</b> 」=100%－「 <b>意匠や構造の実務の占める割合</b> 」となります。なお、建築物全般の設計・工事監理、施工管理等を行っていた場合で、申告された「 <b>建築設備の実務の占める割合</b> 」が50%を超える場合には、所要の説明資料の提出が必要となります。(14頁参照)<br><br>(2)建築設備を含まない業務の期間を除いた期間により計算します。 |
| 「建築設備に関する実務経験」として認められないもの   | (1)建築物の設計・工事監理、施工管理等を行っていたが、このうち建築設備に関する業務に直接携わっていなかった場合<br>(2)単なる作業員としての建築設備に関する業務を行っていた場合<br>(例)①設計図書のトレース<br>②計器類の監視、記録<br>③機器類の運転<br>④その他工事施工における単純労働等  | <b>「建築設備に関する実務経験年数」として計算できません。</b>  |

### 3-4. 実務経験年数の計算方法について

- (1)実務経験年数を計算するに当たっては、「**第一次試験(学科)の前日(令和5年6月17日)まで**が実務経験期間の対象となります。
- (2)「資格+実務」(3-1. 受験資格の表中、**区分(ハ)**)により受験の申込みをする場合、実務経験年数については、**資格取得の前後を問わず、通算の実務経験年数**により算定できます。